

岸和田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1・目的

岸和田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、岸和田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」とい。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

3・取組内容・目標・実績

	計画	令和7年度取組内容	令和7年度目標
		【財政的支援】 i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)住宅の補強設計費や耐震改修費に対する一部補助を実施 iii)住宅の除却費に対する一部補助を実施 【普及啓発等】 i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・バンク登録者にDMを送付。 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM及び電話による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 IV)市民への周知・啓発 ・広く一般の住民に対して、広報誌、SNSを通じた周知を実施 ・管内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施 ・庁内パネル展示を実施 ・リーフレットによる制度概要等の周知を実施 ・耐震シェルターの展示（府内全域で実施） ・出前講座、講師依頼を2回実施	耐震バンク登録戸数：100戸、耐震診断戸数：50戸 改修工事戸数：15戸、除却工事戸数：15戸 前年度までの実績 住宅に対する補助戸数実績 【令和6年度】 ・耐震バンク登録戸数：96戸 ・耐震診断：63戸、改修工事：11戸 【令和5年度】 ・耐震バンク登録戸数：59戸 ・耐震診断：31戸、改修工事：10戸 【令和4年度】 ・耐震バンク登録戸数：33戸 ・耐震診断：43戸、改修工事：2戸 【令和3年度】 ・耐震バンク登録戸数：63戸 ・耐震診断：59戸、改修工事：5戸 【令和2年度】 ・耐震バンク登録戸数：66戸 ・耐震診断：40戸、改修工事：12戸 【令和元年度】 ・耐震バンク登録戸数：56戸 ・耐震診断：29戸、改修工事：16戸
	自己評価	前年度(令和6年度)の取組実績	前年度(令和6年度)の課題
		・耐震啓発及び耐震バンク啓発チラシの全戸配布を実施(約6.6万件) ・耐震バンク登録者へDM送付を実施(371件) ・過去の耐震診断実施者へDMを送付し、耐震改修工事の実施について啓発(227件) ・市報(年1回)、ホームページ、市SNSの広報を実施(通年) ・管内の住民を対象にセミナー・個別相談会を実施(6月) ・庁内パネル展示を実施(4-5月) ・ホームページの見直しを行い、より分かりやすい内容へ更新(4月) ・耐震シェルターの展示を管内2カ所で実施(7-8月) ・出前講座、講師依頼の実施(6月、7月、10月に計5回) ・旧耐震基準の鉄骨造分譲マンション住民へDM送付を実施(3棟) ・旧耐震基準木造住宅の除却補助の策定(令和7年度より)	今後も事業の推進に向け、より積極的に補助制度の利用促進を図る必要がある。 改善策 防災イベントや出前講座等において、市民へ耐震化の啓発を行い、補助制度を周知する。また危機管理部局との連携を図り、防災として積極的・直接的にPRする。

2・位置付け

アクションプログラムは、岸和田市耐震改修促進計画に基づき策定する。(アクションプログラムは、岸和田市耐震改修計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次の計画改正時に計画に位置づけるものとする。)

岸和田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

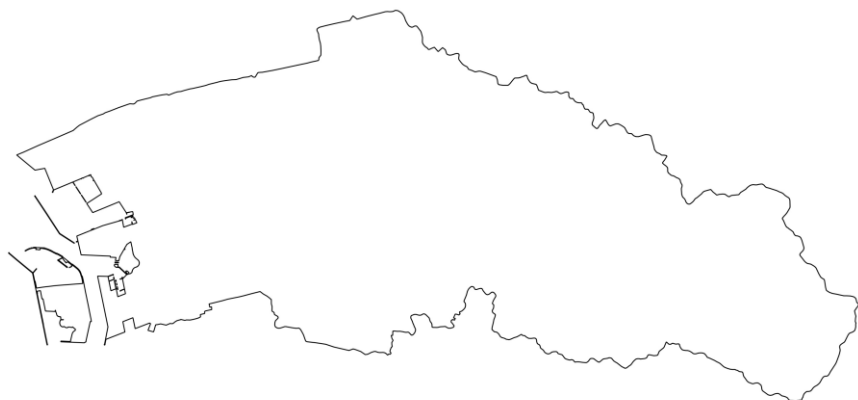
2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点地域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：岸和田市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(個別訪問・DM等実施地区)

岸城地区、浜地区、朝暘地区、東光地区、旭地区、太田地区、天神山地区、修斉地区、東葛城地区、春木地区、大芝地区、大宮地区、城北地区、新条地区、八木北地区、八木地区、八木南地区、光明地区、常盤地区、山直北地区、城東地区、山直南地区、山滝地区

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から令和7年度（7年間）

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■							
個別訪問等		■	■	■	■	■	■	■

4・個別訪問の実施

個別訪問は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績の件数を取り纏め、市のホームページにて公表する。